

旭川荘厚生専門学院同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は旭川荘厚生専門学院同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、永く母校とのつながりを保つことを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の名簿・機関誌の発行
2. 母校の各種行事への参加
3. その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第4条 本会の本部を岡山市祇園地先、旭川荘厚生専門学院内に置き、支部を適當の地に置く。

第2章 組織および会員

第5条 本会は正会員・特別会員をもって組織する。

正会員は旭川荘厚生専門学院の卒業生とし、特別会員は在職中の教職員と本会に特別の関係を有する者の中から幹事会の推薦するものとする。

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 名誉会長
2. 顧問
3. 会長
4. 副会長
5. 幹事
6. 会計
7. 書記
8. 会計監査

第7条 名誉会長は本会の運営に関し助言を行うことができる。

2. 顧問は本会の相談役であり、且つ本会に助言を行うことができる。
3. 会長は会務を統轄し本会を代表する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 幹事は会務及び事業を処理する。
6. 会計は会計を司る。
7. 書記は庶務を司る。
8. 会計監査は本会の会計を監査する。

第8条 役員任期は2ヶ年とし、再選を妨げない。

第3章 幹事会

第9条 会長は会務運営のため、随時幹事会を開催する。

第10条 幹事会は役員にて組織する。

第11条 幹事会は次の会務を処理する。

1. 本会の運営に関する事項
2. 予算編成・決算の報告・庶務に関する事項
3. 総会に提出する議案の作成
4. その他必要と認められる事項

第4章 総 会

第12条 会長は2年に1度総会を召集し、前々年度及び前年度の事業・収支決算報告を行い、併せて本年度及び翌年度の事業計画・予算案その他幹事会の提出した議案を討議する。

第13条 総会の議長は会長がこれに当る。

第14条 総会の議決は出席会員の過半数の同意で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 会 計

第15条 本会の会計は終身会費・寄付金等によって維持される。

終身会費は入会するとき納入し5,000円とする。

特別の場合は、臨時会費を徴収することができる。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとし、決算報告は年次総会で行う。

第6章 附 則

第1条 本会会則の変更は総会出席全員の過半数の賛成があればできる。

第2条 この他必要な施行細則は幹事会で定める。

第3条 本会会則は昭和51年11月7日より発効する。

第4条 支部の規約は支部において作成し、本部に届け出るものとする。

第5条 本会会則の改正は昭和63年11月6日より施行する。

第6条 本会会則の改正は平成元年11月5日より施行する。

第7条 本会会則の改正は平成2年11月3日より施行する。

第8条 本会会則の改正は平成4年11月1日より施行する。

旭川荘厚生専門学院同窓会

岡山支部会則

第一条 本会は旭川荘厚生専門学院同窓会 会則第4条に則り設立し、事務所を、旭川荘厚生専門学院同窓会事務局に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展を期することを目的とする。

第三条 本会は旭川荘厚生専門学院同窓会会員中、岡山県内在住者をもって組織する。

第四条 本会に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	2名
幹事	若干名（うち2名を会計担当とする）
監事	2名
他に顧問を置くことができる。	

第五条 本会の役員は総会において選出し、その任期は5ケ年とする。但し、再選を妨げない。

第六条 付則

- (1) 本会会則の変更は総会出席会員の過半数の賛成がなければならない。
- (2) 本会会則は平成元年2月5日より発効する。
- (3) 本会会則の改正は平成10年2月14日より施行する。
注) 本会会則の改正により支部会の開催は5年毎とする。

旭川荘厚生専門学院同窓会

関西支部会則

第一条 本会は旭川荘厚生専門学院同窓会 会則第4条に則り設立し、事務所を、旭川荘厚生専門学院同窓会事務局に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展を期することを目的とする。

第三条 本会は旭川荘厚生専門学院同窓会会員中、関西在住者をもって組織する。

第四条 本会に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	2名
幹事	若干名（うち2名を会計担当とする）
監事	2名
他に顧問を置くことができる。	

第五条 本会の役員は総会において選出し、その任期は5ケ年とする。但し、再選を妨げない。

第六条 付則

- (1) 本会会則の変更は総会出席会員の過半数の賛成がなければならない。
- (2) 本会会則は平成3年5月26日より発効する。
- (3) 本会会則の変更は平成13年5月27日より施行する。
注) 本会会則の改正により支部会の開催は3年毎とする。

旭川荘厚生専門学院同窓会

広島支部会則

- 第一条 本会は旭川荘厚生専門学院同窓会 会則第4条に則り設立し、事務所を、旭川荘厚生専門学院同窓会事務局に置く。
- 第二条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展を期することを目的とする。
- 第三条 本会は旭川荘厚生専門学院同窓会会員中、広島県内在住者をもって組織する。
- 第四条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|------|-------------------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 2名 |
| 幹事 | 若干名（うち2名を会計担当とする） |
| 監事 | 2名 |
- 他に顧問を置くことができる。
- 第五条 本会の役員は総会において選出し、その任期は5ケ年とする。但し、再選を妨げない。
- 第六条 付則
- (1) 本会会則の変更は総会出席会員の過半数の賛成がなければならない。
 - (2) 本会会則は平成3年1月20日より発効する。
 - (3) 本会会則の改正は、平成17年10月16日より施行する。
注) 本会会則の改正により支部会の開催は5年毎とする。